

# 令和7年度大野城市保育料表（1 / 2）

## < 保育認定の子ども（2号・3号認定） >

上段：第1子  
下段：第2子

※ひとり親世帯等の保育料は、裏面【ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等】を参照

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
階層区分	定義	0～2歳児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税 非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第3	市町村民税 所得割額が 24,300円未満	14,200 (7,100)	14,100 (7,050)	0 (0)	0 (0)
第4	// 48,600円未満	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)	0 (0)	0 (0)
第5-1	// 57,700円未満	24,700 (12,350)	24,400 (12,200)	0 (0)	0 (0)
第5-2	// 72,800円未満	24,700 (12,350)	24,400 (12,200)	0 (0)	0 (0)
第6-1	// 77,101円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	0 (0)	0 (0)
第6-2	// 97,000円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	0 (0)	0 (0)
第7	// 133,000円未満	37,200 (18,600)	36,700 (18,350)	0 (0)	0 (0)
第8	// 169,000円未満	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)	0 (0)	0 (0)
第9	// 235,000円未満	52,700 (26,350)	52,000 (26,000)	0 (0)	0 (0)
第10	// 301,000円未満	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)	0 (0)	0 (0)
第11	// 349,000円未満	70,500 (35,250)	69,400 (34,700)	0 (0)	0 (0)
第12	// 397,000円未満	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)	0 (0)	0 (0)
第13	// 397,000円以上	97,000 (48,500)	94,300 (47,150)	0 (0)	0 (0)

階層	保育料の多子軽減制度 (算定対象のうち第何子かで保育料が変わります)			延長保育料		3歳以上児の副食費 ※0～2歳児は保育料に含む			
	算定対象	第1子	第2子	第3子以降	保育標準時間	保育短時間	第1・2子	第3子以降	
第1	—	無料	無料	無料	無料	1回 200円	無料		
第2	生計を一にする全ての子ども	無料	無料	無料	1ヶ月 3,000円 ※日割なし		施設の 定める額	無料	
第3～第5-1	生計を一にする全ての子ども	全額	半額	無料				無料	
第5-2～第13	同一世帯から同時に保育施設 など(※)を利用している子ども	全額	半額	無料				無料	

(※) 保育施設など…

認可保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、企業主導型保育事業、幼稚園、

特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援

★階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除などの適用はありません。

★子どもの年齢は、当該年度4月1日時点の年齢により決定されますので、年度途中で誕生日を迎え、年齢があがっても、年齢による保育料の変更はありません。

★年度途中で入所した場合も、子どもの年齢は、当該年度4月1日時点の年齢により決定されます。